

## 17 世紀蝦夷地に漂着した朝鮮人関連記録 『漂舟録』と『李志恒漂海録』の序文の成立時期について

Establishment of the preface of the records related to Koreans in Hokkaido in the 17th century,  
“*Pyojurok*” and “*Lee Jihang Pyohaerok*”

シンウォンジ (SHIN Wonji)

国立アイヌ民族博物館アソシエイトフェロー (Associate Fellow, National Ainu Museum)

### 要旨

1696 年(元禄 9、肅宗 22) 蝦夷地に 8 人の朝鮮人が漂着した。漂流朝鮮人の一人の李志恒が帰国後に漂流の経緯や旅程を述べた『漂舟録』と『李志恒漂海録』が朝鮮側の記録として残っている。両記録は、18 世紀に朝鮮の実学者の間で蝦夷という地域に関する希少情報として流通した。両記録についてはまだその伝来が不明であるが、李志恒の蝦夷地での体験に先立ち、序文に彼の略歴を示した形になっている。本稿では、漂流当事者の李志恒についての関連記録を検討するとともに、当時の社会的背景を踏まえることで、両記録に彼の略歴が序文として加わった形になった時期を推定した。李志恒は 1675 年(肅宗元)武科試験に及第したが、漂流当時の 1696 年に至っても官職を務めていない「先達」であった。彼は漂流事件から朝鮮に送還された後、1720 年(肅宗 46)に 6 品の副司果に任命されたことが『承政院日記』から確認できる。『漂舟録』と『李志恒漂海録』の序文では、李志恒が 6 品まで上がったことを記しているため、両記録において現在伝わっている序文の形になった時期は 1720 年以降であると推定される。

キーワード：李志恒、先達、漂舟録、李志恒漂海録、承政院日記、朝鮮後期、蝦夷地像

### Abstract

In 1696, 8 Koreans drifted to *Ezochi*, a historical term used in Japan to refer to the region now known as Hokkaido. One of this group, Lee Ji-hang, described his experience after returning to Joseon. “*Pyojurok*” and “*Lee Jihang Pyohaerok*” provided scholars of the Realist School of Confucian thought with rare information about the area called *Hai* (the sound of Chinese characters in Korea called *Ezo*) in the 18th century, and greatly influenced the formation of the perception of *Ezochi* in the late Joseon Dynasty. Although their origins are unclear, both records describe Lee’s brief biography in the preface prior to his experience in Hokkaido. This paper attempts to estimate the time when Lee’s biography was added to both records as a preface based on the social background of the late Joseon Dynasty. Lee Ji-hang passed the *Mukwa* examination in 1675, but was not yet appointed to the government post he held in 1696, when he drifted to Hokkaido. According to “*Seungjeongwon Ilgi*, the Diaries of the Royal Secretariat”, he was appointed to the sixth rank of government in 1720 after returning to Joseon. Because the preface of “*Pyojurok*” and “*Lee Jihang Pyohaerok*” records that he rose to sixth rank, it is estimated that the preface was added to both records after 1720.

Keywords: Lee Jihang, Seondal, *Pyojurok*, *Lee Jihang Pyohaerok*, *Seungjeongwon Ilgi*, Late Joseon Dynasty, *Ezochi*

## 1. はじめに

1696(元禄9、肅宗22)年5月蝦夷地に8人の朝鮮人が漂着した。彼らは同年4月に釜山を出発したが漂流し、北海道の北部にある礼文島に漂着してアイヌに出会った。宗谷に渡り南に向かって移動する間、食料の援助や物々交換等、アイヌと交流をした。南下の途中、羽幌に砂金掘りに来ていた和人に会い、松前まで護送された。その後は江戸と対馬等を経由して、翌年3月に釜山に送還された。彼らの漂流と送還を巡っていくつかの記録が残されている。朝鮮側の記録としては、漂流朝鮮人の一人の李志恒(イ・ジハン)が帰国後に、漂流の経緯や旅程を述べた『漂舟録』と『李志恒漂海録』が残っている。松前藩側の記録としては、李志恒が述べた漂流の事情及び漢詩を収録した『漂流朝鮮人李先達呈辞』を含め、『福山秘府』や『松前家記』等でも同漂流事件について扱っている。これら17世紀蝦夷地に漂着した朝鮮人関連記録を対象に、日韓において研究が行われている。研究テーマとしては、関連記録を比較分析した研究(例えば、池内1994; Cui 2017)、漂流から送還までの過程を扱った漂流史についての研究(例えば、池内1998; Kim 2017a)、漂着地でのコミュニケーションを扱った研究(例えば、Hur 2010; 泊 2022)、漢字やハングルで書かれたアイヌ語や地名についての研究(例えば、中村2007; 中村2022; シン 2023)、アイヌ民族の交易を扱った研究(例えば、中村1998)等がある。

17世紀蝦夷地に漂着した朝鮮人関連記録として最も多く知られているものは、『漂舟録』であり、池内(1994)により和訳が日本学界に紹介されている。また、『李志恒漂海録』も、池内(1994)により『漂舟録』とともに漢文原文が収録され、学界に紹介されている。『漂舟録』と『李志恒漂海録』には、李志恒が17世紀に蝦夷地に漂流したときの体験が記録されている。蝦夷地は朝鮮人が漂流しやすい地域でないだけでなく、和人にとっても関連地域の情報を得ることが困難であるため希少価値の高い記録であろう。しかしながら、『漂舟録』と『李志恒漂海録』いずれもその伝来については不明である。本稿では、李志恒についての関連記録を検討することで、『漂舟録』と『李志恒漂海録』の序文の成立時期について考察する。また、両記録の序文において下級武官として知られている李志恒が、漂流当時に至るまで官職に務めていなかったことについて、「先達」という呼称や社会的背

景を踏まえて考察する。文献の直接引用を除き、本文における漢字の表記は日本の通用漢字の新字体を使用した。

## 2. 『漂舟録』と『李志恒漂海録』

ここでは、現存している『漂舟録』と『李志恒漂海録』の書誌情報とともに、両記録の記述方式の違いと相互関係、そして流通の背景について、近年韓国で新しく報告されている『李志恒漂海録』の異本の情報や先行研究を踏まえて紹介する。

### 2.1: 書誌情報

『漂舟録』は、独立した単行本としては残っておらず、韓国国立中央図書館(National Library of Korea)所蔵の筆写本『海行摠載』(請求記号: 韓貴古朝90-2)に収録されて伝わっている。『海行摠載』は、14世紀の高麗末から19世紀の朝鮮後期にかけて日本を往来した通信使等の日記を集めて編集した28冊の本である。『漂舟録』は、巻12に任統の『丙子日本日記』と共に収録されている。『海行摠載』の他の作品は著者と作品名が表紙に黒文字で書かれているのに対し、『漂舟録』は著者が明記されておらず、表題が赤字で書かれている。『海行摠載』は1914年に朝鮮古書刊行会によって4冊本の活字洋装本として再編集され(朝鮮群書大系統々第3輯~6輯)、第2輯に『漂舟録』が収録されている。また、1974年から1981年までにかけて民族文化推進会によって12冊本として出版された『国訳海行摠載』の第Ⅲ巻には、『漂舟録』の現代韓国語訳を含め、巻末に朝鮮古書刊行会本の『漂舟録』が影印収載されている。しかしながら、朝鮮古書刊行会本にも民族文化推進会本にも、『漂舟録』の収録経緯等についての情報は無い。『漂舟録』の末尾には姜沆の日本漂流記と趙完璧の日本・安南国旅行記が収録されており、これらを除くと、その分量は8,500字前後である。

『李志恒漂海録』は、池内(1994)により紹介された東京大学附属図書館所蔵本(請求記号: J10:82、以下「東京大本」と韓国国立中央図書館所蔵本(請求記号: 韓古朝60-71、以下「国中図B本」)の他に、Cui(2017)により新しく報告された韓国国立中央図書館所蔵本(請求記号: 古2511-62-1-63-1、以下「国中図A本」)の3種の筆写本が確認されている<sup>1</sup>。東京大本は表紙に「李志恒漂海録 単」と記されてお

り、国中図B本は「李志恒漂海録 全」と記されている。東京大本と国中図B本は、いくつかの字が異なることや脱字を除けば、1頁当たりの行数が11行、1行当たりの字数が22字で同一であり、全体の分量は5,300字前後である。国中図A本は、表紙に「李志恒漂海録 趙完壁伝 全」と記されており、末尾には「趙完壁伝」に関する内容が収録されている。1頁当たり11行25字前後で、全体の分量は6,600字前後、そのうち「趙完壁伝」を除いた分量は5,000字前後である。韓国国立中央図書館の注記事項によると、巻末には1925年（大正14）に書き込んだメモがある。

此書與安鼎福著木川懸志同綴爲一書。今割愛木川志、寄朝鮮史編修會。蓋木川志者順菴安鼎福自筆稿本也。此書亦當其筆寫歟、俟後攷云。大正十四年十二月<sup>2</sup>。

同書は、安鼎福の著した『木川懸志』と一冊として合綴されていた。今『木川懸志』を切り離して朝鮮史編修会に付す。おそらく『木川懸志』は安鼎福の直筆原稿本である。同書も直筆本と推定されるが、今後考証が必要である。大正14年（1925）12月に書く<sup>3</sup>。

上記のメモでは、国中図A本が安鼎福の著述『木川懸志』と合綴されていたため、本筆写本が安鼎福の直筆本であると推定しているが、同時に今後考証が必要であると判断を留保している。Cui（2017）は3種の『李志恒漂海録』を比較し、これら異本は誤字や行間の漏れ等のように異なる筆写者によって制作された点を除くと、内容面で一致度が高いと判断している。また、誤字がほとんどなく、内容の完全性からみて国中図A本が3種の異本の中で善本であると結論付けている。

## 2.2：記述方式と相互関係

『漂舟録』と『李志恒漂海録』は、李志恒の漂流体験を日記の形で記したものであり、1696年4月28日漂流に遭って1697年3月5日帰国するまでの過程を日付順に記録している。内容は大きく、(1)李志恒の略歴、(2)漂流の経緯と海上での苦難、(3)陸に着きアイヌ民族に会った経緯と交流、(4)松前藩から受けた厚遇と和人との交流、(5)松前藩を離れ、江戸と大坂、対馬等を経て本国への帰還の5つに分

けられる。

『漂舟録』と『李志恒漂海録』は、内容的に同じ事件について述べているが、分量や叙述方式で違いがみられる。全般的には『漂舟録』の方が『李志恒漂海録』より分量が多く、詳しい記載がされている。叙述方式に関しては、『漂舟録』が最初の序文に該当する短い段落を除くと、漂流当事者の視点で一人称の「余」で叙述が展開されていることに対して、『李志恒漂海録』は三人称の「志恒」で再叙述された記録である。また、『漂舟録』では聞き取ったアイヌ語等を漢字またはハングル表記で示したことに對し、『李志恒漂海録』では漢字のみで表記していること等、同一の内容を別の表現で言い換えたところが見られる。

両記録の相互関係については、上記の理由だけで『李志恒漂海録』が『漂舟録』を簡略化したものとは確定できない。池内（1994）は、『李志恒漂海録』にはあるが、『漂舟録』にはない内容も確認できることから、両記録の関係は少なくとも親子ではなく兄弟の関係にあると推定している。Cui（2017）は、両記録とも李志恒の不伝原本の記録を参考に縮約または再叙述をした二次記録であると考察している。また、この過程で両記録とも日記の形を忠実に保っているが、『李志恒漂海録』は「余」の感懐等の心理描写を削除することで客観性を持つ事実の伝達を重視し、最初から最後まで分量のバランスを保って縮約したものであるとその記述方式を説明した。

## 2.3：伝来・流通

『漂舟録』と『李志恒漂海録』はいずれもその伝来が不明であるが、朝鮮の知識人、特に実学者の間で流通していたと推定されている。国際情勢に敏感な実学者の間で、蝦夷の存在は辺境地域で発見した新たな変数として認識され、中国と日本から入ってきた蝦夷に関する様々な情報を取捨選択して、蝦夷の地理的実体を議論していた（Bae 2004）。池内（1994）は、李徳懋（1741～1793）の「兵志備倭論」に「近世東萊人。亦嘗漂到蝦夷而還。則蝦夷之境。與我北關相近。籌邊之臣。不可以不知<sup>4</sup>。（近年、東萊に住む人も漂流して蝦夷に到着して戻ってきたが、蝦夷の境界は我が国の北関と互いに近い。辺境を任された臣下は知っておかざるを得ない<sup>5</sup>。）」とする記事があることから、李徳懋が生きた18世紀後半に読めるような形で『漂舟録』が存在していたと推測している。

Cui（2017）は、李徳懋を含め、安鼎福（1712～

1791)、任守幹(1665～1721)のような実学者が、数十年が経った時点でも、李志恒の漂流事件に注目していることから、『李志恒漂海録』が当時知識人の間で蝦夷という地域の情報を提供する書籍として流通していた可能性について推測している。また、国中図A本の巻末のメモを踏まえ、朝鮮において蝦夷の情報を提供する記録として流通していた可能性を提示した。Cui(2017)は、国中図A本には少なくとも3種類の書体が見えるため、安鼎福の直筆本かどうかは確定できないが、本筆写本が安鼎福一家と関連のある記録であることは確かであると判断している。実際、安鼎福が李家煥に送った手紙で、李志恒の漂流事件について言及したことをその根拠にしている。

肅宗丙子。東萊武出身李某漂到蝦夷國。其地在日本東北。與我六鎮及原春等之間海。亦必詳錄可也<sup>6</sup>。

肅宗丙子年(1696)に東萊の武科出身の李某が漂流して蝦夷国に到達しました。その地域は日本の東北にあり、我が国の六鎮及び原春等の地域と海を挟んでいるため、それも詳しく記録する必要があります<sup>7</sup>。

上記からみると、安鼎福は李志恒が漂流した具体的な年度まで正確に把握している。この点から、安鼎福が李志恒の漂流の記録を入手し読んだことが推定できる。Cui(2017)は国中図A本の筆写時期を安鼎福が生きていた18世紀後半と推定している。このように、李志恒の漂流体験が『漂舟録』と『李志恒漂海録』といった読める形になった時期について、池内(1994)とCui(2017)とも18世紀後半と推定している。李志恒の漂流体験の記録が読めるような形になっていく過程で、彼の略歴が序文として新しく加わったと考えられるため、本稿では、序文の成立時期から両記録の成立時期を検討する。

### 3.『漂舟録』と『李志恒漂海録』の序文

『漂舟録』は一人称の「余」で漂流体験を述べているが、漂流体験の記述に先立ち、序文に該当する部分では三人称の「李先達」で李志恒という人物について紹介している。

李先達名志恒字茂卿。先祖以永川學士。寓居萊

府。乙卯別試武科。丁巳夏薦守門將。病不得取才。屬守禦軍官。仍授本廳將官。資至六品。遭父喪下鄉終喪。丙子春有寧海往來之事。聞釜浦人孔哲金白善。與邑居人金汝芳。同事興販魚物。乘船往江原道。沿海各邑。當過其處云。故賫三斗糧米錢文二兩。到船頭落送奴馬<sup>8</sup>。

李先達は、名は志恒、字は茂卿である。祖先は永川出身の学士で、東萊府に仕えていた。乙卯(1675)年に別試で武科に及第した。丁巳年(1677)の夏に守門將への推挙を受けた。病のため取才に応じることができず、守禦庁の軍官に所属していたが、引き続き本庁の正式将官として任命され、資級6品に上がった。父の喪にあたり故郷に下り、喪期を済ました。そののち丙子年(1696)春に寧海へ往來する仕事があった際に、釜山浦の人孔哲と金白善が「同じ邑に住んでいる金汝芳と魚介類の行商を一緒にするので、舟で江原道沿岸の各邑をまわる時に、おそらくそこ〔寧海〕を通るにちがいない」というのを聞いた。それで3升の米と2兩の金をもち、船頭のところへ行くのに奴僕と馬を都合をつけて送った<sup>9</sup>。

『李志恒漂海録』も漂流体験の記述に先立ち、李志恒について紹介している。本稿では、『李志恒漂海録』の異本の中で、脱字が少なく、李志恒の経済的な状況をより詳しく示している国中図A本を紹介する。

李志恒祖鄉永川。後居東萊。中乙卯武科。為守禦將官。資至六品。遭父喪還鄉免。家貧無資。不能之京求仕。業耕種。丙子春有事欲往寧海。值歲荒道多劫賊躊躇間。聞釜浦人孔仲哲金白善。與邑人金汝芳。同販魚。乘船向江原沿海地。當過寧海。即携錢二百文三斗糧至船次。

李志恒の祖先の故郷は永川で、後に東萊に住んだ。乙卯年(1675)、武科に及第して守禦將官になり、資級6品に達した。父の喪に服し故郷に帰るため辞任した。家が貧しく資金がなかったため、都で官位を得ることができず、田畑を耕し種をまくことを業とした。丙子年春に用事があって寧海に行こうとした。荒れはてた道に盗賊が多く躊躇している間、釜山浦の人孔仲哲と金白善が、同じ邑に住んでいる金汝芳と魚介類の行商をするため、船に乗って江原道沿岸に向かい、当然寧海も通過すると聞いた。すぐに錢200文と3斗の食糧を持ち船に至った。



両記録で共通している内容は、李志恒の祖先は永川出身で、後に東萊に住んでおり、李志恒は乙卯（1675）年に武科に及第して守禦将官になり、資級6品に達したことである。そして、父の喪にあたり故郷に戻ったとされている。ただ『李志恒漂海録』では、乙卯年に実施された武科に及第したことだけが記録されているが、『漂舟録』では、乙卯年に行われた科挙が別試であったことまで記録されている。また、『漂舟録』では、李志恒が及第後直ぐに守禦将官になったことではなく、守門將に推挙を受けたことや病で取才に応じることができなかったこと、そのため守禦庁の軍官に所属していたが、引き続き本庁の正式将官として任命され、資級6品に上がったというより詳しい経歴を記している。これに対して、父の喪に服して帰郷した後の内容は、『漂舟録』より『李志恒漂海録』の方が詳しい記載がされている。『李志恒漂海録』によると、李志恒は喪期を終えた後に、都で官位を得ることができず、家計が貧しくて畑仕事を業にしていたという。

#### 4. 李志恒に関する他の記録

ここでは李志恒という人物について、主に『承政院日記』<sup>10</sup>の記録を中心に検討する。『承政院日記』は、朝鮮時代の王命を出納していた機関である承政院において、歴代国王の日課と指示、命令、各部処の報告、各種国会議、上訴など国政全般に関する事項を日記形式で毎日記録した史料である。登用試験の実施や官職への任命についても記録しているため、序文に示されている李志恒に関する情報の事実関係が確認できる。

##### 4.1：乙卯年に実施した科挙

朝鮮社会は両班官僚社会であり、官僚層が中核支配層となっていた。官僚になる方法は多様であるが、科挙という登用試験を通じて官僚になることを榮譽に思っていた。科挙は文科、武科、生員進士試、雑科等の種類があった。また、実施周期によって、子・卯・午・酉年の3年に一度定期的に行われる式年試と不定期的に施行する各種の別試で分けられる。『漂舟録』の序文によると、李志恒は1675年である乙卯年の別試で武科に及第したという。池内（1994）は、肅宗元年と思われる乙卯年は式年にあたり、この年に式年殿試が行われたことは確認できるが、同年中に別試が行われたかどうかは不明であると説明している。しか

し、この年に定期的に行われた式年試とともに、肅宗の即位を祝うため増広試として別試も行われたことが『承政院日記』等の記録から確認できる。

禮曹啓曰、自祖宗朝即位之初、設科取士、蓋四方同慶之意也。今年、乃聖上即位之元年、慶不踰年、既有古例、而適與大比之科、相值、既已擇日於今春、即位増廣初試、則設行於初秋、覆試、則設行於秋末冬初、似當。以此擇日、行會中外、何如？傳曰、允。又啓曰、即位増廣、不可踰年、大比之科、亦不可退行、式年必行於春間、増廣可以設行於冬前矣<sup>11</sup>。

礼曹が王に申し上げるように、祖宗朝から即位した初期に科挙を設けることで儒者を選んだことは、たいてい四方がともに慶賀するという意味です。今年はずいぶん聖上が即位された元年でお祝い事は年を越さないことがすでに古例であるのに、ちょうど大比科〔式年試〕と重なってもうこの春に日を迎えたのですから、即位の増広試の初試は初秋に施行し、覆試は初冬に施行するのが当然でしょう。こんな内容で選んで、朝廷と民間に知らせてはいかがでしょう？許可すると伝えた。また、申し上げるように、即位の年の増広試は年をまたいでではなく、大比科もまた必ず行わなければいけないので、式年試を必ず春に行うことで、増広試を冬の前に行うことができます。

上記によると、1675年には春に式年試を行い、秋に増広試を別試として行うと予定を立てている。増広試は国王の即位の他にも、例えば、即位30年以上の慶祝や王・王妃・大王大妃の長寿、世子・世孫の誕生等王室と国家に慶事があるたびに実施された。増広試は王室の慶事を広く知らせることで王室の権威を高めるために施行されたのである（Chung 2002）。

乙卯年に行われた増広別試については、文武科試験の合格者名簿である『乙卯増広別試榜目』<sup>12</sup>が現存しており、その中から李志恒の名前も確認できる。乙卯増広別試の初試は9月12日、覆試は10月23日、殿試は10月30日に行われた。武科では、甲科に3名、乙科に7名、丙科に37名の計47名が合格し、李志恒の名前は最後の丙科37位で確認できる。

貢生李志恒茂卿丁亥 本永川 居東萊  
父記官 應立

#### 嚴侍下 鷹行弟 致恒

榜目には、及第者の肩書、始祖の出身地、居住地、そして及第者の父親の氏名と肩書、兄弟関係、両親の生存有無等が記録されている。及第当時の肩書から及第者がどんな分野に勤めていたのか、またはどんな階層に属していたのかを知ることができる。また、始祖の出身地や居住地を通じて及第者の血縁や地域縁故を把握することができる。そして父親の肩書や兄弟関係に基づいて、及第者一族の地位はもちろん、彼が嫡子なのか庶子なのかも分かる (Chung 2002)。上記によると李志恒の肩書は貢生で、字は茂卿であり、丁亥である1647年(仁祖25)に生まれた。貢生とは、儒学を学ぶ地方の中・高等教育機関である郷校の生徒のことである。始祖の出身地は永川で、東萊に住んでおり、父は記官を務めた李應立(イ・ウンリプ)である。母は亡く父のみ存命であり、兄弟は弟の李致恒(イ・チハン)がいる。

#### 4.2: 乙卯増広別試の過程で記録された李志恒

武科は文科の対挙として共に施行するのが原則であった。したがって、武科試験の区分は勿論、試験日程と手続きも文科と同じであった。文武科試験の区分は定期試験である式年試と不定期試験である別試に分けられる。式年試の武科は初試・覆試・殿試の3段階で行われていたが、各種別試の武科は初試・殿試の2段階で行われた。殿試は科挙試験の最終段階として初試や覆試に受かった合格者の成績順位だけを決定する試験であり、試験の当落とは関係がなかった。そのため、定期試験である式年試が初試を経て覆試に通れば合格したことになり、その席次だけを殿試で選んだことに対し、不定期試験である各種の別試は初試と殿試に最終通過することで及第が与えられた (Shim 2006)。乙卯増広別試の武科の各段階において、李志恒が言及された記録が『承政院日記』で確認できる。

備邊司郎廳、以領・左相意啓曰、慶尙道巡撫使書啓中、試材時、鳥銃貫二中・邊一中者東萊貢生李枝恒、似當依湖南入格人例、直赴殿試、而莫重賜第、不敢直請、只以似當特施恩典、覆啓矣。竝與他條、以依允判下、李枝恒、依他例直赴殿試乎? 惶恐敢啓。答曰、依他例直赴殿試。以上備局臚錄<sup>13</sup>

備邊司の郎庁が、領議政と左議政の意で申し上げる

ことは、慶尙道巡撫使の書啓によると、試才する際、鳥銃で貫に2発を当て、辺に1発を当てた者である東萊の貢生の李枝恒が、湖南から入格した人の例に従い、殿試を直ちに受ける資格を与える必要があるようですが、及第の資格を与える重大な仕事を直ちに請うことはできず、ただ、特別に恩典を施して覆啓する必要があるようです。他の条項とともに、そのまま許可されましたので、李枝恒は他の例の通り、殿試を直ちに受ける資格を与えますか? 恐れ多くも申し上げますと述べた。答えるに、他の例の通り殿試を直ちに受ける資格を与えるようにしろ。以上備邊司臚録の内容である。

書啓とは、王の命令を受けた官員の復命書のことである。備邊司で慶尙道巡撫使の書啓に基づいて、試才を受けた李枝恒(イ・ジハン)に直ちに殿試を受ける資格である直赴殿試を許可することを申し立てている。発音が同じことや次に紹介する記録との対照から李枝恒は李志恒の誤字であると考えられる。次に紹介する『承政院日記』の記事によると、李志恒は殿試を受けることができなかった。

武科殿試差備官、以命官意啓曰、直赴殿試中東萊人李志恒録名單子、不書其年歲、濟州人劉信元、其父職銜、書以訓練判官、而不書其資級、皆違格例、不得已拔去。此則兵曹自當待復科、啓稟許赴、而入門官收捧單子之時、無意改察、矇然奉留、致令莫重殿試、有此錯誤之弊、終使遐方絶島之人、未免空返、事極可駭、當該入門官、從重推考、何如? 傳曰、科場事體、至嚴且重、而入門官、不能詳審、使遠方學子、致有落莫之歎、事極痛駭、亦甚矜惻。當該入門官、爲先罷職、擧子則付之末端、可也<sup>14</sup>。

武科殿試の差備官が命官の意で申し上げることを、直赴殿試の中で、東萊の人である李志恒は録名單子にその年齢を書かず、濟州の人である劉信元はその父の肩書を訓練院判官と書きましたが、その資級を書かなかったため、すべて格例に違反したため、やむを得ず名前を外してしまいました。これは兵曹が当然復科になることを待ち啓稟して応試を許可しなければなりません、入門官が単子を回収するとき、再び察する意思がなく問抜けに奉留し、重大な殿試にこのような錯誤が生じる弊害があるようにしました。とうとう遠方の絶島の人に手ぶらで帰らせるこ

とは非常に驚くべきことですので、該当入門官を厳しく追及してはどうでしょうか。王が伝えるに、科場の事柄は極めて嚴重であるが、入門官が詳しく察することができず、遠い地方の挙者に落胆する溜息があるようにしたので、非常に痛嘆して驚くべきことだ。該当入門官をまず罷免し、挙者は末端に付けろ。

差備官とは、特別な業務を任せるため臨時に任命された官職で、武科殿試を担当した差備官が王に李志恒のことを申し上げている。試才を通じて直赴殿試を与えられた李志恒は、録名单子という科挙試験の前に受験者の身元を確認する根拠資料に年齢を書かなかったため、殿試を受けることができなかった。この場合は、王に申し上げ受験を許可すべきであるが、今回は試験監督である入門官が詳しく確認しなかったようである。結果的にその入門官は罷免され、李志恒は末端として及第することとなった。『乙卯増広別試榜目』で李志恒が最下位に記録されていることはこのような事情のためであった。

#### 4.3：李志恒に与えられた官職

1675年の乙卯増広別試以降、『承政院日記』に李志恒に関する記録が登場するのは、1717年（肅宗43）のことである。

兵批、以朴斗寅爲司禦、崔鎮樞爲羽林將、李志恒爲禿用山城別將、白漢相爲安東營將、李齊憲付副司勇、李徵瑞爲大興山城中軍、李紳彦爲廣坪權管。吏兵批政事<sup>15</sup>

兵批で朴斗寅を司禦に、崔鎮樞を羽林衛將に、李志恒を禿用山城別將に、白漢相を安東營將に、李齊憲を副司勇に、李徵瑞を大興山城中軍に、李紳彦を廣坪權管にした。吏批と兵批の政事である。

李志恒は1717年に禿用山城別將に任命された。禿用山城は慶尚北道星州に築造した山城である。また、李志恒が1720年（肅宗46）には副司果に任命されたことも『承政院日記』から確認できる。

兵批、副護軍李宜顯・金有慶・宋成明、副司正李匡世・呂善長、副護軍李泰龜・吳時翊・吳鼎周・沈玟・申伯周・崔鎮漢・閔濟章・安相益・田會一・李文漢・李汝平・李彭年・辛錫百、副司果

李志恒・白奎燦・李威一・金鍊剛・朴顯昌…（以下省略）<sup>16</sup>

兵批で副護軍に李宜顯・金有慶・宋成明を、副司正に李匡世・呂善長を、副護軍に李泰龜・吳時翊・吳鼎周・沈玟・申伯周・崔鎮漢・閔濟章・安相益・田會一・李文漢・李汝平・李彭年・辛錫百を、副司果に李志恒・白奎燦・李威一・金鍊剛・朴顯昌…（以下省略）

それ以降、『承政院日記』において李志恒に関する記録は確認できない。

## 5. 考察

李志恒については、すでにKim (2017a) や Cui (2017) 等が『乙卯増広別試榜目』、『承政院日記』等を参照することで、彼が1675年の別試で科挙に及第したことや漂流後に禿用山城別將と副司果に勤めたことが知られている。しかし、これらの研究は李志恒の履歴をたどっただけに留まっている。本稿では、当時の武科及第者が置かれた状況等を踏まえ、李志恒が「先達」と呼ばれた社会的背景について考察する。また、李志恒が務めた官職の官位に注目して、『漂舟録』と『李志恒漂海録』の序文の成立時期について推定を行う。

### 5.1：李志恒が「先達」と呼ばれた社会的背景

朝鮮時代には科挙において文科と武科の選抜人数が法制的に決まっており、式年試の場合、文科は33人、武科は28人であった。しかし、武科の選抜規模は規定人数を超過して数百人以上を選抜することが頻繁にあった。このような現状は既に朝鮮前期にも現われていたが、1592年（宣祖25）から始まった文祿の役と1636年（仁祖14）からの丙子の乱を経過して本格化した<sup>17</sup>。さらに朝鮮後期には王室の慶事を広く知らせる目的で増広試の実施が増加し、このような別試では数千人あるいは一万人以上を選抜する場合も多くなり、武科のことを「万科」とも呼んだりした（Chung 2002）。

一方で、朝鮮は官僚中心社会であり、官僚の上下関係が厳格に規定・制限された階級制的体制を持っていた。官僚の等級は官階といい、これは品と階で構成されるため品階とも呼ばれた。すなわち、品として大きな等級が決まり、階として品の中で等級が細分化され称号が決まるようになっていた。品はまず9つに分



けられ、各品はまた正と従に区別して計18品とすることが原則であった。従6品以上の場合は各品に上・下の階を置いたため、実際には30階があることになる。これら全体官僚体制は、大きくいくつかの礼遇上階層に区分され、昇進や待遇において違いがあった。正3品の上階以上を堂上、正3品の下階以下を堂下に区分した。堂下の中で従6品以上を参上、正7品以下を参下または参外とした。参上官は全体官僚体制の中で中枢的な役割を担当する官僚であった。これに伴い、7品以下の参下官とは差別された人事管理が行われ、その責任と権限、待遇等も大きく差があった。このような差別性により、参下から参上に昇進することを特に「陞六」または「出六」と重視し、以後高位職に進出できる関門であり、栄達の一表象とみなされた(Kim 2017b)。

文科もしくは武科に及第した者には、一定の官品と官職が与えられた。首席である壮元は、文科と武科で同じく「出六」といい直ちに従六品が与えられ、地方官や参上官となった。残りの合格者は順位によって7品から9品が与えられた。例えば、李志恒が及第した1675年の『乙卯増広別試榜目』で武科壯元と記されている柳以番には、6品の礼賓別提という官職が与えられた<sup>18</sup>。しかし、武科及第者が増えることにより、壮元を除いては官職に就くことができず、待機職に任命されるようになり、武科及第後に官職進出のための試験制度が増える一方、薦挙による官職任命が一般化した。薦挙の場合、家門の優劣によって、宣伝官、部将、守門将に登用され、以後高位武官職に進出する特別な選択と待遇を受けた(Chung 2002; Shim 2006)。朝鮮後期の代表的な実学者である丁若鏞(1762~1836)は、この制度について次のように述べた。

武科初入仕、分爲三薦。清族入宣傳薦、其次入部將薦、最下入守門薦。然武科多取者、或至千人、朝廷無官以待之。於是、薦而不仕、白首乾沒者、十之八九、其初不得薦者、又百之九十七八。天下之無法・無制、莫此若也<sup>19</sup>。

武科に合格して官職に初めて入ると、三薦と見分けがつくが、清族は宣伝薦に、その次は部将薦に、最下が守門将薦に入る。ところが、武科は取る人が多くなり、あるいは千人にもなるので、朝廷で待遇する官職がない。このように薦には入ったが官職に就けず髪が白くなる者が十に八九であり、最初から薦

にも入れなかった者はまた百の九十七、九十八にもなるので、天下の無法・無制がこれに及ぶものはない<sup>20</sup>。

清族は、子孫が官職に就くことができない大罪で死んだ人の血族を意味する廢族に対応する言葉で、先祖に罪がなく子孫が官職に就くのに不足のない家門である。『漂舟録』の序文で、1677年に守門将への推挙を受けたが、病のため取才に応じることができなかったと記録されていることから、李志恒は守門将薦の対象になっていたことが確認できる。『乙卯増広別試榜目』によると、李志恒は最下位で武科に及第しており、父親は記官という品階のない地方の下級官吏を務めていたため、薦挙の中で最下の守門将薦になったことと合致する。

『漂舟録』の序文によると、守門将薦の取才に応じることができなかった李志恒は守禦庁の軍官に所属していたという。守禦庁は朝鮮後期に設置された中央軍営であり、都城南部と南漢山城を守備する業務を担当していた。朝鮮後期の軍営の編制は概して官制、将官、将校、軍摠に区分されていた。官制は上級指導部であり、将官は実質的な軍務を担当しながら官品のある席として中軍、別将、千摠、以下哨官等を包括する。将校は軍卒を統率する職責ではあるが、官職体制には入らず、代表的に知教官、教練官、旗牌官、軍官等が挙げられる。軍摠は一般軍卒を意味する(Chung 2002)。官職および品階については、『大典通編』に規定されている。『大典通編』は、1785年(正祖9)に完成し、翌年頒布した法典であり、『経国大典』と『統大典』を統合し、『統大典』以降の王命と当時施行していた法例を増補してまとめ一冊にしたものである。各条目の最初の部分に、『経国大典』は「原」、『統大典』は「統」、当時増補した内容は「増」と3文字を印刻して示している<sup>21</sup>。『大典通編』の「兵典」には守禦庁の組織構成とその品階等が規定されており、李志恒が務めた軍官については、「軍官三【續】十五。【増】減十二。」と任命人数だけを示している<sup>22</sup>。つまり、李志恒が務めた守禦庁の軍官は官職体制には属していない、品階のないいわゆる品外職であった。その後の官職については、『漂舟録』と『李志恒漂海録』で守禦庁の将官になり、6品に上ったと記されている。これは後で説明するが、漂流後の出来事である。

『漂舟録』と『李志恒漂海録』によると、共通して



李志恒は父親の喪に服し古郷に帰ったことになっており、さらに『李志恒漂海録』ではそのため辞任したことも記されている。朝鮮時代において、親の喪を指すいわゆる三年喪は、理想的には身分と関係なく守らなければならない道理であった。喪中にはすべての官職から退き礼を尽くすのが基本であった。しかし、これは官職者にだけ適用されるものであり、三年喪の対象には軍士と庶人は含まれなかった。『経国大典』の『礼典』の五服条には「父に対しては斬衰三年であるが、軍士及び庶民は百日間服する」と規定している<sup>23</sup>。ただし、例外として軍士の中に三年喪を行うことを望む者がいれば聴許することになっている (Kim 2007)。また、中宗代以後、軍士や庶人が三年喪を行ったという理由で褒賞を受ける事例が増加しているのを見ると、16世紀半ば以降には三年喪制が一般民衆にも広く行われたと考えられる (An 2014)。李志恒が父親の喪に服した当時は官職に勤めていなかったと推定されるが、官職の有無や喪期に関係なく、彼は葬式を行うために辞任して古郷の東萊に帰ったのは確実である。

一部の最上層両班には3年の居喪期間が忙しい公職生活から抜け出し余裕のある私生活を営む期間になった可能性もあるが (An 2014)、庶民において「無労働の3年」は実質的に自身を含む家族全体の飢餓を意味するものであっただろう (Jeong 2017)。特に武科及第者が量産された当時の社会的背景からみると、改めて職業を得ることは困難であったと考えられる。各種年代記史料において、武科及第者が官職を求め都に滞在し破産する事例も頻繁にみられることも指摘されている (Chung 2002)。『李志恒漂海録』の「家が貧しく資金がなかったため、都で官位を得ることができず、田畑を耕し種をまくことを業とした」という李志恒の状況は、当時の武科及第者の実状をそのまま写している。李志恒のように科挙に及第したがまだ官職に勤めていない者を「先達」と呼ぶ。特に、相次いだ武科の試行や一度に多くの人数を選抜する万科の実施によって、朝鮮中期以降は主に武科に及第して官職に勤めていない者だけを指すようになった。

## 5.2: 日本側の記録にみえる「先達」

日本側の関連記録において、李志恒のことを李先達と記していることが多くみられる。『漂流朝鮮人李先達呈辞』の題名を含め、『福山秘府』『朝鮮漂人部』においても「元祿九丙子年夏五月、西蝦夷地禮不武支利

漂着、朝鮮人李先達手啓。」<sup>24</sup>という文章から始まる。また、私人による記録の中で1739年(元文4)に成立した坂倉源次郎の『北海随筆』も李志恒の漂流事件について記している。

去バ夷商人ノ云ケルハハボロハ朝鮮と對シテ在リト古来ヨリ云傳ハリ其方処何レト云夏サタカナラサレ共余リ遠キヨウニ覺エス三十年已前朝鮮ノ官人李宣達〔リセンタツ〕ト云モノ此ハボロエ小船ニテ漂流セリ下官壹人賈人壹人メシ連タリ松前ヨリ江戸御註進有テ江戸エメサレ御吟味有ケルニ漂流紛レナキ故對州エ渡サレ恙ナク皈国仰セ付ラレタルト也江戸エ御注進ノ間松前ニアリケル中好ミニ應シテ書タル墨跡今ニ持タル者アリ能筆ニテハナキヨシ也<sup>25</sup>

ところで蝦夷商人が言うには、ハボロは朝鮮に対してあると古来から言い伝わり、そちらの処がどこと言う事は定かではない。しかし、あまり遠いようにも覚え、30年前に朝鮮の官人李宣達〔リセンタツ〕という者がこのハボロに小船で漂着した。下官一人と商人一人を一緒に連れていた。松前より江戸へ急報して、江戸に呼び寄せられて取調べがあり、漂流に間違えなかったため、対馬氏に渡され問題なく帰国のご命令を受けた。江戸に急報していた間、松前に滞在した内は、好みに応じて書いた筆跡を今も所有している者がいる。能筆ではなかったそうだ (シン 2022)。

羽幌に漂着して、下官一人と商人一人を一緒に連れていた等、実際の事件とは異なる内容も記しているが、李志恒のことを「李宣達」と表記し「リセンタツ」と仮名を振っている。『北海随筆』は複数の写本が現存しており、底本とみなされるものは未だに明らかになっていない。これらの異本において、李志恒を指す表現は、「李宣達」、「李仙達」<sup>26</sup>、「リセンタツ」<sup>27</sup>、「クセンタツ」<sup>28</sup>、「タツ」<sup>29</sup>等それぞれ異なるが、李先達に由来したことは確実である。日本側の記録において、李志恒が本名より李先達と記されるようになったのは、彼が送った書簡の最後に「丙子五月二十日朝鮮漂着人李先達」と書いた署名から由来すると推定される<sup>30</sup>。この書簡は『漂流朝鮮人李先達呈辞』、『福山秘府』、『松前家記』に共通して収録されており (シン 2022)、『松前家記』に「右新谷重郎兵衛ニ接見シテ贈ル所ノ書牘ナリ」<sup>31</sup>と書かれていることから、羽幌

で新谷重郎兵衛に会った際に送ったもので、和人に初めて送ったものであると考えられる。その書簡が松前藩において報告等のため広がったのである。それ以降の書簡等では署名として「朝鮮漂人李志恒」、「朝鮮漂客李先達」、「李志恒」、「朝鮮漂人李先達志恒」等、本名と先達が両方みられる<sup>32</sup>。

松前から出発して護送される時、陸路で李志恒は駕籠に乗せられ、他の漂流者は馬に乗って移動した<sup>33</sup>。これについて「私は、わが国にあってはそもそも轎に乗るような身分の者ではありません。ましてや今回は漂流してきたことです。そんなときにこうした扱いを受けたのは(私の)分際からいってもたいへん不安です。馬を用意してくだされば、馬上からあまねく景色を眺めることもでき、心も落ち着くというものです」<sup>34</sup>(池内 1994)と奉行に伝えたことが『漂舟録』に記載されている。李志恒は身分を示す「先達」という呼称のとおり、漂流当時は官職及び官位のない状態であったのである。

### 5.3 : 乗船目的

李志恒が船に乗った理由や目的地については、記録によって多少の違いがみられる。『漂舟録』と『李志恒漂海録』の序文では慶尚北道寧海に行くためであると述べているが、松前で太守に接見した際は『漂舟録』では江原道原州の布政司に行くためであると次のように述べている。

適因私故欲往江原道原州布政司衙門者久矣。去四月分。本府所居魚商等。乗此小舟。向往江原道沿海邑。故借乘同舟<sup>35</sup>。

ちょうど私的な用事があって、江原道原州の布政司の衙門へ行こうと長いこと考えていました。去る4月に、東萊府に住む魚商たちが小さな船で江原道沿海の邑々をまわるといので、一緒に船を借りて乗り出しました(池内 1994)。

羽幌から江差等を経て松前まで護送された李志恒は、筆談という形式で太守から漂流の目的や期間、漂流者の情報、宗教等について質問を受けた<sup>36</sup>。その際李志恒が書いた回答は「朝鮮国漂人李志恒呈辞」という題名で『福山秘府』『朝鮮漂人部』に収録されており、同内容は『漂流朝鮮人李先達呈辞』及び『松前家記』にも記録されている。それによると乗船目的は江原道監司に任命された主将に会うためであったと次の

ように述べている。

適因在京主將拜授江原道監司、在郷之情、不可不往。謁而去<sup>37</sup>。

ちょうど都にいる主将が江原道監司に任命されました。故郷にいる事情で行かざるを得ず謁見に行きました。

監司とは地方の長官である観察使のことであり、道の監司が事務を執る官庁が布政司である。江原道の布政司の所在地は原州である。以上のことから、先行研究では、李志恒が船に乗って向かった目的地は、記録によって慶尚北道寧海と江原道原州と異なるが、釜山から江原道に船に乗って向かうのであれば、沿岸地方の寧海にも行くために船に乗ったとみるのが妥当であろうと推定している(Kim 2017a)。また、漂流者の中で日本語を解する者が一人いることや李志恒がアイヌから得た貂皮の数からみると、かなりの量の本綿の服を持参していたと思われること等から、初めから日本沿岸のどこかで密貿易をもくろんだ可能性も提起されている(中村 2004)。ただし、密貿易の可能性については、船の規模、人数、物資の規模等を考慮すると漂流とみた方が妥当であると指摘されている(Kim 2017a)。

李志恒の乗船目的を明らかにするために、彼が訪ねようとした江原道監司について把握する必要がある。李志恒が漂流した1696年4月当時の江原道観察使は、1695年(肅宗 21)8月に任命された尹以道(1628~1712)である<sup>38</sup>。その後任で1696年7月沈枰(1642~?)が江原道観察使に任命され<sup>39</sup>、尹以道は同年10月承旨という承政院に属した官職に任命された<sup>40</sup>。尹以道は文官ではあるが、1679年(肅宗 5)五衛将に任命されていたことが確認できる<sup>41</sup>。五衛は朝鮮の軍事組織であり、五衛将が五衛の軍士を総括した。五衛将には基本武官出身が任命されたが、その中で曹司五衛将は文官出身が任命され庶務を担当した<sup>42</sup>。李志恒が述べた主将とは五衛将を務めた尹以道であったと推測され、尹以道が1680年(肅宗 6)靈岩郡守に任命されるまでの間<sup>43</sup>、守禦庁の軍官の李志恒と関わっていたと考えられる<sup>44</sup>。長崎県対馬歴史研究センター所蔵の対馬藩宗家史料「元禄九丙子年五月十二日、朝鮮人八人蝦夷漂記下書」によると、李志恒一行は4月13日蔚山を出船し、同19日に慶尚北道寧海に到着し、同28日にさらに北上しようとして出船し

たところ漂流したとされている（池内 1994）。彼らは寧海で用事を済ませた後、江原道原州に向かって北上しようとした途中で漂流してしまったのである。

#### 5.4：官位から見た序文の成立時期

李志恒は1696年の漂流事件から送還された後、1717年に71歳で禿用山城別将を務め、1720年に74歳で副司果を務めたことが『承政院日記』から確認できるが、彼の没年は知られていない。彼の務めた別将という官職は、地方山城などの防衛を担当する従9品の外官職であり、『大典通編』から禿用山城に別将を置いたことが確認できる<sup>45</sup>。副司果とは中央の五衛に所属された従6品の武官職である。

副司果一百七十七員従六品。【原】一百七十六員。【續】加一員。○原祿遞兒三十五、親功臣五、承襲君二、功臣嫡長七、宣傳官一、訓練都監軍兵六、禁衛營軍兵一、内醫院醫員一、寫字官一、吏文學官一、司譯院譯官一、訓練院習讀七、畫員二、典醫監習讀一、觀象監習讀一、惠民署聽敏一、治腫一、守門將一、捕盜軍官十八、禁軍八十二、忠義衛二<sup>46</sup>。

上記に示したように、副司果には現職についていない者に俸禄を与えるための職である原祿遞兒を含め多様な官職がある。李志恒はこの中でどれかを務めたのである。

李志恒の履歴について、『漂舟録』では「1675年の別試で武科に及第した。1677年の夏に守門將への推挙を受けた。病のため取才に応じることができず、守禦庁の軍官に所属していたが、引き続き本庁の正式将官として任命され、資級6品に上がった。」と、『李志恒漂海録』では「1675年、武科に及第して守禦将官になり、資級6品に達した。」と記されている。『漂舟録』の「本庁の正式将官」とは、文脈上守禦庁の正式将官を指すと考えられ、『李志恒漂海録』の「守禦将官」とも合致する。『大典通編』には守禦庁将官という職についても記されているが、守禦庁将官は副護軍という従4品の武官職に該当する<sup>47</sup>。彼が副護軍に任命されたことについての記録は確認できない。さらに、副護軍は従4品の官職であるため、6品まで達したという『漂舟録』と『李志恒漂海録』の記録とは合致しない。

もう一つの可能性として、将官を軍營の編制の区分

として解釈する方法がある。前述したように、朝鮮後期の軍營の編制は官制、将官、将校、軍摠に区分されており、将官は実質的な軍務を担当しながら官品のある中軍、別将、千摠、以下哨官等を包括する。李志恒は1717年に守禦庁ではないが、地方の山城の別将を務めたことで、将官になったのである。そして74歳となった1720年に李志恒は副司果になったが、具体的な官職が記載されていないことや、李志恒の年齢からみると、原祿遞兒として勤めていた可能性が高いと考えられる。『漂舟録』における李志恒の履歴を「守禦庁の軍官に所属していて、その後正式将官になり、最終的に資級6品に達した」と解釈すると、『承政院日記』の記録と合致する。

李志恒が6品に達した時期を考えると、『漂舟録』と『李志恒漂海録』に彼についての履歴が序文として加わった形になったのは、彼が従6品の副司果に任命された1720年以降のことであると推定される。『漂舟録』と『李志恒漂海録』は、まだその祖本となる記録については不明ではあるが、本文である李志恒の漂流体験の記録に、彼の略歴が序文として加わった形になって流通したのである。

## 6. おわりに

17世紀蝦夷地に漂着した朝鮮人関連記録である『漂舟録』と『李志恒漂海録』は、朝鮮人最初の蝦夷地訪問者が残した実際の体験的記録として重要であり、彼のアイヌ及び和人との文化交流やアイヌと和人に対する認識についても注目されている。特に、このような記録は朝鮮後期の実学者の間で、未知の蝦夷という地域に関する情報として流通していたことから、18世紀朝鮮における蝦夷地像に大きな影響を及ぼしたと評価される。先行研究において、『漂舟録』と『李志恒漂海録』は李志恒が残した現在伝わっていない記録を再叙述した2次記録であると推定されている（池内 1994; Cui 2017）。本稿では、李志恒という人物に関する他の記録からの情報を検討することで、『漂舟録』と『李志恒漂海録』が現在伝わっている序文が新しく加わった形になった時期を1720年以降であると推定した。両記録は、漂流当事者である李志恒の略歴を序文に、彼の漂流体験を本文にした形で、1720年以降から18世紀後半の間に成立し、流通していたのである。両記録において李志恒の履歴について記している分量はわずかであるが、その中で当時の武科及第者が



置かれていた状況を示している。『漂舟録』と『李志恒漂海録』は、朝鮮後期における蝦夷地像の形成に影響を及ぼしただけでなく、朝鮮後期の社会像も読み取れる貴重な史料である。

Bae (2004) は朝鮮後期の蝦夷に対する地理認識の形成において、日本で作成された地図とヨーロッパの世界地図による影響について考察した。朝鮮後期の知識人は、日本と中国を介して伝わった蝦夷に関する様々な種類の情報を取捨選択し再解析することで、蝦夷の地理的実体を議論した。特に、ヨーロッパの世界地図の信頼性に関しては、地図上の地理情報が歴史的に形成された華夷思想と一致する場合に限り、受容されたと指摘している。一方、『漂舟録』と『李志恒漂海録』も実学者の間で蝦夷に関する情報として流通していたことは確かである。両記録は日本や中国を経由した情報ではなく、李志恒が直接経験したことを記録したものとして、その性格や視点が他の情報とは異なる点で重要である。下級武官に過ぎなかった李志恒の漂流体験の記録が、朝鮮後期の蝦夷地像の形成において、知識人の中で具体的にどのように受容されていたかについては、今後の課題にしておきたい。

## 謝辞

本研究は、国立アイヌ民族博物館調査研究プロジェクト 2021B03「17世紀蝦夷地に漂着した朝鮮人及び欧米人等によるアイヌ文化に関する記録の比較研究」及び 2022A01「17～19世紀の蝦夷地像に係る画像史料等の基礎的調査」の研究成果の一部である。本稿について細部にわたり有意義な助言を頂いたことに対して、二人の匿名の査読者に感謝申し上げる。

## 注

- 1 各異本の略語は Cui (2017) に従う。
- 2 韓国国立中央図書館『李志恒漂海録』書誌情報 (<https://www.nl.go.kr/NL/search/print/MarcPop.do?viewKey=1158630&viewType=AH1>、2023年2月12日閲覧)
- 3 Cui (2017) の韓国語訳を和訳した。
- 4 『与猶堂全書』「第一集詩文集第二十二巻○文集 / 雑評」 「李雅亭備倭論評 a281\_484c」 (韓国古典総合DB (Integrated Database of Korean Classics: [http://db.itkc.or.kr/inLink?DCI=ITKC\\_MO\\_0597A\\_0220\\_040\\_0080\\_2004\\_A281\\_XML](http://db.itkc.or.kr/inLink?DCI=ITKC_MO_0597A_0220_040_0080_2004_A281_XML)), 2023年2月12日閲覧)  
近世東萊人。亦嘗漂到蝦夷而還。則蝦夷之境。與我北關相近。籌邊之臣。不可以不知。
- 5 韓国古典翻訳院 (Institute for the Translation of Korean Classics) による韓国語訳を和訳した。
- 6 『順菴集』「順菴先生文集卷之七 / 書」 「与李廷藻家煥書乙酉 a229\_489b」 (韓国古典総合DB ([http://db.itkc.or.kr/inLink?DCI=ITKC\\_MO\\_0534A\\_0070\\_010\\_0170\\_2005\\_A229\\_XML](http://db.itkc.or.kr/inLink?DCI=ITKC_MO_0534A_0070_010_0170_2005_A229_XML)), 2023年2月12日閲覧)
- 7 韓国古典翻訳院による韓国語訳を和訳した。
- 8 『海行摺載』「漂舟録」 「漂舟録序」 (韓国古典総合DB ([http://db.itkc.or.kr/inLink?DCI=ITKC\\_GO\\_1386A\\_0010\\_010\\_0010\\_2004\\_001\\_XML](http://db.itkc.or.kr/inLink?DCI=ITKC_GO_1386A_0010_010_0010_2004_001_XML)), 2023年2月12日閲覧)
- 9 池内 (1994) の和訳を引用し、一部改変した。
- 10 本稿における『承政院日記』の原文は、国史編纂委員会 (National Institute of Korean History) が提供する韓国史データベース (Korean History Database: <http://db.history.go.kr/>) の承政院日記 (The Daily Records of Royal Secretariat of Joseon Dynasty; <https://sjw.history.go.kr/>) より引用した。また、本稿における『承政院日記』の和訳は、韓国古典翻訳院の漢文古典自動翻訳 (試験版) (<http://aitr.itkc.or.kr/>) による現代韓国語訳を参考に検討を行い、和訳したものである。
- 11 『承政院日記』244冊 (脱草本12冊): 肅宗1年1月7日丙寅 9/24記事 (韓国史データベース承政院日記 (<https://sjw.history.go.kr/id/SJW-D01010070-00900>), 2023年4月19日閲覧)
- 12 『乙卯増広別試榜目』刊行年度肅宗1 (1675)年 (奎章閣韓国学研究院 (Kyujanggak Institute for Korean Studies) / 請求記号: 想白古 351.306-B224m-1675)
- 13 『承政院日記』249冊 (脱草本13冊): 肅宗1年10月8日壬戌 4/4記事 (韓国史データベース承政院日記 (<https://sjw.history.go.kr/id/SJW-D01100080-00400>), 2023年4月19日閲覧)
- 14 『承政院日記』249冊 (脱草本13冊): 肅宗1年11月1日乙酉 10/13記事 (韓国史データベース承政院日記 (<https://sjw.history.go.kr/id/SJW-D0110010-01000>), 2023年4月19日閲覧)
- 15 『承政院日記』503冊 (脱草本27冊): 肅宗43年8月19日庚子 21/21記事 (韓国史データベース承政院日記 (<https://sjw.history.go.kr/id/SJW-D43080190-02100>), 2023年4月12日閲覧)
- 16 『承政院日記』521冊 (脱草本28冊): 肅宗46年2月10日丁未 11/14記事 (韓国史データベース承政院日記 (<https://sjw.history.go.kr/id/SJW-D46020100-01100>), 2023年4月12日閲覧)
- 17 朝鮮王朝時代の時代区分には諸説があるが、本稿では文祿の役と丙子の乱を基準に、それ以前の15世紀から16世紀までを朝鮮前期、それ以降の17世紀から19世紀までを朝鮮後期とする。
- 18 『承政院日記』249冊 (脱草本13冊): 肅宗1年11月12日丙申 2/35記事 (韓国史データベース承政院日記 (<https://sjw.history.go.kr/id/SJW-D01110120-00200>), 2023年4月13日閲覧)
- 19 『与猶堂全書』「経世遺表 卷二」 「夏官兵曹 第四」 「政官之属」 「宣教局」 (韓国古典総合DB ([http://db.itkc.or.kr/inLink?DCI=ITKC\\_MP\\_0597A\\_1070\\_010\\_0120\\_2015\\_024\\_XML](http://db.itkc.or.kr/inLink?DCI=ITKC_MP_0597A_1070_010_0120_2015_024_XML)), 2023年4月12日閲覧)
- 20 韓国古典翻訳院の現代韓国語訳を和訳した (韓国古典総合DB ([http://db.itkc.or.kr/inLink?DCI=ITKC\\_BT\\_1287A\\_0050\\_010\\_0010\\_2002\\_001\\_XML](http://db.itkc.or.kr/inLink?DCI=ITKC_BT_1287A_0050_010_0010_2002_001_XML)) 2023年4月12日閲覧)
- 21 『大典通編』「大典通編 卷首」 「大典通編凡例」 (韓国史データベース朝鮮時代法令資料 ([https://db.history.go.kr:443/id/jlawa\\_300\\_0110](https://db.history.go.kr:443/id/jlawa_300_0110)),

- 2023年4月13日閲覧)
- 22『大典通編』「兵典」「京官職」「軍管衙門」「守禦庁」(韓国史データベース 朝鮮時代法令資料 ([https://db.history.go.kr:443/id/jlaw\\_304\\_0020\\_0210\\_0050](https://db.history.go.kr:443/id/jlaw_304_0020_0210_0050)), 2023年4月12日閲覧)
- 23『経国大典』(奎章閣韓国学研究院 / 請求記号: 奎 1298-v.1-4) 父。斬衰三年。軍士及庶人服百日。母同。軍士願行三年者聽。
- 24北海道庁(1936: 262-298)を参考・引用した。1696年の朝鮮人漂着事件については「朝鮮漂人部上巻之三十」と「朝鮮漂人部下巻之三十一」で記録しているが、本稿ではまとめて「朝鮮漂人部」と略す。
- 25シン(2022)から引用した。北海道大学附属図書館本(請求記号: 旧記 0596)である。
- 26高倉(1969)の『蝦夷随筆』(p. 24-32)を引用した。内閣文庫本の活字翻刻版である。
- 27『蝦夷随筆』(北海道大学附属図書館 / 請求記号: 旧記 0110)
- 28『北海随筆』(北海道大学附属図書館 / 請求記号: 旧記 0597)
- 29『北海随筆』(北海道大学附属図書館 / 請求記号: 旧記 0598)
- 30『福山秘府』「朝鮮漂人部」(北海道庁 1936: 262)  
我是慶尙道東萊府中居武科及第有爵之人也。以本國江原道往來事乘此小船向去海路矣。前月廿八日、狂風忽作、飄入大海、逆風不能制航、雲霧四塞、咫尺不辨、晝夜漂流、在海飢渴者以至二十日、累口人命飢餓多日、自分死、仰天痛哭矣。幸賴主公之近在北、通告伏憐乞之。又以交隣信之義、爲念、救饑口、指示歸途、善爲護送本國、俾蒙大恩、何如不勝恐慮之至、敢伸不備式。  
丙子五月二十日 朝鮮漂着人李先達
- 31『松前家記外邦部』(北海道大学附属図書館 / 請求記号: 旧記 0619(4))
- 32『福山秘府』「朝鮮漂人部」(北海道庁 1936: 288-292)
- 33『福山秘府』「朝鮮漂人部」(北海道庁 1936: 270)  
李先達八駕龍カ乗物ニテ爲登可申候カ、船頭水主ノ分ハ輕尻馬ニテ爲登可申候乎、御差圖次第二可仕候
- 34『海行摠載』「漂舟録」「翌日」(韓国古典総合 DB ([http://db.itkc.or.kr/inLink?DCI=ITKC\\_GO\\_1386A\\_0010\\_020\\_0250\\_2004\\_001\\_XML](http://db.itkc.or.kr/inLink?DCI=ITKC_GO_1386A_0010_020_0250_2004_001_XML)), 2023年4月20日閲覧)  
余在我國。元非乘輜之人。況漂來之餘。有此貽弊。分甚不安。騎馬定給。則馬上周旣景概。亦甚便好云。
- 35『海行摠載』「漂舟録」「二十七日」(韓国古典総合 DB ([http://db.itkc.or.kr/inLink?DCI=ITKC\\_GO\\_1386A\\_0010\\_020\\_0180\\_2004\\_001\\_XML](http://db.itkc.or.kr/inLink?DCI=ITKC_GO_1386A_0010_020_0180_2004_001_XML)), 2023年4月21日閲覧)
- 36『海行摠載』「漂舟録」「二十七日」(韓国古典総合 DB ([http://db.itkc.or.kr/inLink?DCI=ITKC\\_GO\\_1386A\\_0010\\_020\\_0180\\_2004\\_001\\_XML](http://db.itkc.or.kr/inLink?DCI=ITKC_GO_1386A_0010_020_0180_2004_001_XML)), 2023年4月21日閲覧)  
○是行也吾丈等。爲何發船。欲到何境而漂流于海瀛耶。有幾日漂着我境耶。海上有逢日本商船耶。朝鮮發船者。何月何日乎。又海上漂流之日數幾許乎。詳問之。○再問李先達。金僉知二字者。於何地所居乎。姓名官名。又位階高下如何。○重問於朝鮮國。信用佛法乎。祭神祇耶。尊儒道耶。又有耶穌者而弘其教乎。又蝦夷等。對貴丈。不法之事有之乎。又旅亭有所求之事。告之可也。
- 37『福山秘府』「朝鮮漂人部」(北海道庁 1936: 264)
- 38『肅宗實錄』肅宗 21 年 8 月 20 日己酉 3 番目の記事(韓国史データベース 朝鮮王朝實錄 (The Veritable Record of the Joseon Dynasty; [http://sillok.history.go.kr/id/wsa\\_12108020\\_003](http://sillok.history.go.kr/id/wsa_12108020_003)), 2023年4月21日閲覧)  
以金萬吉爲全羅道觀察使、尹以道爲江原道觀察使、李萬元爲咸鏡道觀察使。
- 39『肅宗實錄』30 卷、肅宗 22 年 7 月 2 日丙辰 2 番目の記事(韓国史データベース 朝鮮王朝實錄 ([http://sillok.history.go.kr/id/ksa\\_12207002\\_002](http://sillok.history.go.kr/id/ksa_12207002_002)), 2023年4月21日閲覧)  
以兪命雄爲獻納、李震壽、柳重茂爲正言、呂必容爲弼善、尹趾仁爲文學、崔錫恒爲承旨、徐宗泰爲弘文提學、沈沆爲江原道觀察使。
- 40『肅宗實錄』30 卷、肅宗 22 年 10 月 15 日戊戌 3 番目の記事(韓国史データベース 朝鮮王朝實錄 ([http://sillok.history.go.kr/id/ksa\\_12210015\\_003](http://sillok.history.go.kr/id/ksa_12210015_003)), 2023年4月21日閲覧)  
以尹以道爲承旨。
- 41『承政院日記』274 冊(脱草本 14 冊): 肅宗 5 年 11 月 23 日甲寅 3/9 記事(韓国史データベース 承政院日記 (<https://sjw.history.go.kr/id/SJW-D05110230-00300>), 2023年4月21日閲覧)
- 謝恩、五衛將尹以道。
- 42『大典通編』「兵典」「京官職」「正三品衙門」「五衛」「額數」(韓国史データベース 朝鮮時代法令資料 ([https://db.history.go.kr:443/id/jlaw\\_304\\_0020\\_0180\\_0010\\_0080](https://db.history.go.kr:443/id/jlaw_304_0020_0180_0010_0080)), 2023年4月21日閲覧)  
將十二員【原】從二品。以他官兼。【續】正三品。二員、稱曹司。【增】曹司、以文臣差。
- 43『承政院日記』275 冊(脱草本 14 冊): 肅宗 6 年 1 月 23 日癸丑 7/8 記事(韓国史データベース 承政院日記 (<https://sjw.history.go.kr/id/SJW-D06010230-00700>), 2023年4月21日閲覧)  
靈巖郡守尹以道、特令仍爲赴任、而其越等、則姑爲仍存、何如? 上曰、依爲之。
- 44 尹以道は李志恒の及第した 1675 年の増広別試の文科に壯元及第するところであったが、不正の犠牲となり落とされた前歴がある(『肅宗實錄』4 卷、肅宗 1 年 11 月 1 日乙酉 1 番目の記事(韓国史データベース 朝鮮王朝實錄; [http://sillok.history.go.kr/id/ksa\\_10111001\\_001](http://sillok.history.go.kr/id/ksa_10111001_001), 2023年4月21日閲覧)。
- 45『大典通編』「兵典」「外官職」「慶尙道」(韓国史データベース 朝鮮時代法令資料 ([https://db.history.go.kr:443/id/jlaw\\_304\\_0040\\_0220](https://db.history.go.kr:443/id/jlaw_304_0040_0220)), 2023年4月22日閲覧)  
別將十員。從九品。【續】增置。○長木浦・新門・南村・舊所非浦・晴川・金鳥山城・禿用山城・鳥嶺山城・蟾津浦項。○豐德浦、【增】革。
- 46『大典通編』「兵典」「京官職」「正三品衙門」「五衛」「額數」(韓国史データベース 朝鮮時代法令資料 ([https://db.history.go.kr:443/id/jlaw\\_304\\_0020\\_0180\\_0010\\_0080](https://db.history.go.kr:443/id/jlaw_304_0020_0180_0010_0080)), 2023年4月22日閲覧)
- 47『大典通編』「兵典」「京官職」「正三品衙門」「五衛」「額數」(韓国史データベース 朝鮮時代法令資料 ([https://db.history.go.kr:443/id/jlaw\\_304\\_0020\\_0180\\_0010\\_0080](https://db.history.go.kr:443/id/jlaw_304_0020_0180_0010_0080)), 2023年4月13日閲覧)  
副護軍七十六員從四品。【原】五十四員。【續】加二十二員。○親功臣五、承襲君一、功臣嫡長二、禁軍別將一、禁軍將七、扈衛別將三、宣傳官一、訓練都監將官八、軍兵二、禁衛營將官六、御營廳將官八、摠戎廳將官三、守禦廳將官五、內醫院醫員四、寫字官一、吏文學官一、捕盜軍官五、禁軍十三。

## 参考文献

### 〔日本語〕

#### 池内 敏

1994「李志恒「漂舟録」について」『鳥取大学教養部紀要』28: 61-95。

1998「近世日本と朝鮮漂流民」京都: 臨川書店。

#### シン ウォンジ

2022「17世紀蝦夷地に漂着した朝鮮人関連記録の日本における情報の伝播 - 『松前家記』と『北海随筆』を中心に -」『東北アジア文化学会国際学術大会発表資料集』2022年秋季連合国際学術大会: 48-51。

2023「17世紀蝦夷地に漂着した朝鮮人関連記録『漂舟録』と『李志恒漂流録』にみえる地名「石将浦」について」『北海道民族学』19: 38-50。

#### 高倉 新一郎 編

1969『日本庶民生活史料集成 第四卷 探検・紀行・地誌(北辺篇)』東京: 三一書房。

#### 泊 功

2022「蝦夷漢詩前史: 元禄期松前阿吶寺僧釈智調と朝鮮漂流官人李志恒の詩的交流」『人文論究』91: 1-10。

#### 中村 和之

1998「李志恒『漂舟録』にみえる蝦夷錦について」『北海道の文化』70: 27-32。

2003「蝦夷錦と北方の交易」榎森進編『アイヌの歴史と文化1』pp. 34-43。仙台: 創童舎。

2007「李志恒『漂舟録』にみえるアイヌ語について」『北海道民族学』3: 22-28。

2022「李志恒『漂舟録』にみえる植物名について」『人文論究』91: 11-17。

#### 北海道庁 編

1936『新撰北海道史 第五卷 史料一』札幌: 北海道庁。

【韓国語】

An, H.

2014 The Three-year Mourning and Ki'bok in the Joseon Dynasty. Journal of Social Research 15: 103-157.

Bae, W.

2004 Korean's viewpoint of the Hokkaido and the attitude to the European World Maps in late Chosun Dynasty. The Chosun Dynasty History Association 28: 122-156.

Chung, H.

2002 A Study on the Exam-passers of the Mukwa Examinations (Examinations to Select Personnels for Military Service) Held During the Latter Half of the Chosun Dynasty. The Graduate School of Korean Studies in the Academy of Korean Studies (PhD Thesis): pp. 298.

Cui, Y.

2017 A Study of the Composition Method of Drifting Record of Lee Jihang and its Various Editions: Including a Comparison with Record of a Drifting Ship. Journal of the Island Culture 50: 193-223.

Hur, K.

2010 Wrecked Lee Ji-hang and Ainus, the Communication with Japanese. Yeol-sang Journal of Classical Studies 32: 53-82.

Jeong, I.

2017 Establishment of Confucian Funeral Rites as the Process of 'Confucianization' of Chosun Dynasty: Focused on the Discussion of Mourning for Three Years During the Reign of King Yeonsan and King Jungjong. Humanities Journal 50: 139-174.

Kim, K.

2017a A Drifter and the Sea Area in Lee Ji-Hang(1647~?)'s 『Pyojurok(漂舟錄)』. Cultural Interaction Studies of Sea Port Cities 16: 139-182.

Kim, S.

2007 The Culturally Traditionizing Process of Confucius Funeral Customs - With Focus on the Records of Annals of the Joseon Dynasty -. The Journal of Funeral Culture Studies 4: 25-44.

Kim, Y.

2017b A Study on the Determinants of Bureaucrats' Promotion in the Joseon Dynasty. Korean Public Administration Quarterly 29: 637-657.

Shim, S.

2006 A Study on the Seoul Customs for the Mugwa in Choson Dynasty. 郷土서울 67: 37-74.